

事務連絡
令和 5 年 7 月 13 日

各府省健康管理担当課長補佐 殿

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課
課長補佐（健康安全対策推進室健康班）

職場における騒音障害防止のための措置について

平素より、職員の健康管理業務にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持）において、各省各庁の長は、著しい騒音を発する場所における業務に従事する職員については、健康障害を防止するための措置を講じなければならないとしております。

民間においては、職場における騒音について、労働安全衛生法により健康障害防止のための措置が義務付けられているとともに、事業者が自主的に講ずることが望ましい騒音障害防止対策について体系化した「騒音障害防止のためのガイドライン」が定められているところ、この度、厚生労働省において、本ガイドラインが改訂されました。

改訂の主なポイントとしては、

- ・騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加
- ・聴覚保護具の選定基準の明示
- ・騒音健康診断の検査項目の見直し 等があります。

各府省におかれましては、職場の作業環境等の実情に応じ、本ガイドラインや以下の厚生労働省の関連サイトも参考としていただき、職員の騒音障害防止のための措置を講じていただきますよう、よろしく申し上げます。

【参考】関連サイト

○「騒音障害防止対策」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/anzeneisei02_00004.html

○リーフレット「騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001089242.pdf>

以 上